

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所調査研究部消毒技術開発担当
部署の業務内容	植物検疫措置に係る物理的消毒技術(低温処理、蒸熱処理など)及び化学的処理(くん蒸剤)に関する消毒技術の調査研究並びに諸外国における技術開発の

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	従来から外部からの照会、問い合わせ等に対しては「丁寧、誠実、親切」な対応を心がけてきたが、担当内で毎月行っている業務連絡会においてこれらを徹底するよう確認してきた。電話対応マナーの資料を職員に回覧し意識の向上を図った。また、外部からの照会への対応のみならず、職場内での挨拶・声かけなどにより、内部の意思の疎通、風通しの良い職場環境を構築するよう取り組んでいる。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	苦情等が寄せられた場合の対応方法をルール化した。この場合電話での対応がそのほとんどであるが、電話を受けた職員が内容を確認し、その場で対応できる場合は適切に処理し、他の部署での対応が必要な場合は情報を担当部署へ伝達して対応してもらうこととした。いずれの場合も、電話を受けた職員は照会内容、照会者名、連絡先を確認してメモ書きを保管することとし、当方からも照会者へ連絡がとれるようにした。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	○	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	諸外国からの農産物の輸入解禁に係る公聴会では担当職員が輸出要請国から提出された消毒技術に関する科学的データの評価について技術的説明及び質疑応答を行い、輸入者、消費者などを含む国民一般からの意見の聴取の場に参加している。また、検疫処理技術に関する講演依頼等を積極的に受け入れ、検疫技術に関する技術的解説を行って、関係者、一般国民との意見交換を行っている。担当者はこれらの説明・講演資料を業務連絡会で発表し、今後の対応に反映させている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	○	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	植物検疫処理技術の開発により諸外国の農産物が輸入可能となった場合は、輸入者、消費者、農業生産者の利害が必ずしも一致しないことは理解している。しかし、植物検疫は病害虫の侵入・蔓延のリスクを軽減する措置として科学的根拠により実施する行政措置であるとの認識に基づいて業務に従事している。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	
	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	検疫くん蒸技術の開発においては、農薬残留の安全性が担保されることが極めて重要であり、この事項も含め調査研究業務に従事している。

食の安全業務についての点検	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	☐	検疫くん蒸技術の開発に関する調査研究は複数年に渡る業務であるため、毎年進捗状況、業務上の問題点等をチェックし、次年度の業務に反映させている。これらの調査研究業務においては、諸外国からの農産物に付着してくる検疫病害虫を効果的に殺虫できる技術を開発することは当然であるが、同時に処理後の農産物に農薬残留のより少ない方法を開発し食の安全のみならず食の安心を確保することが重要な事項であるという認識に基づいて業務を遂行している。殺虫効果及び農薬残留に関する調査により科学的根拠に基づいた効果的かつ安全な消毒技術の開発に
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	☐	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	☐	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	☐	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	☐	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	☐	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	☐	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	☐	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	☐	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	☐	植物検疫処理技術の開発に係る業務はその対象が食品となる農産物であるため、常に食の安全を意識しつつ業務を遂行している。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			